

農業構造変動の評価論的分析

頼 平

1 は し が き

農水省『農業・農村の展望と農政の基本方向（昭和60年4月刊）』によると、農業構造の将来の動向としては、次のように展望されている。すなわち、

1) 農地の流動化と規模拡大が進展し、今後の農業構造は、少数の大規模経営、相当規模の複合的経営、施設利用型の集約的経営による生産性の高い経営と、多数の高齢者農家、通勤兼業農家による自給的経営とが調和のとれた形で併存するようになる。

① 農業労働力と農家戸数は、世代交替によって、全体として減少し、農業労働力の高齢化が進行する。

② 農地の流動化と作業受委託は、地域ぐるみの集团的土地利用調整活動の定着化を通じて進展する。とくに土地利用型部門を中心に規模拡大が進む。農業後継者の育成、他産業離職青壮年の農業への新規参入を容易にするための条件整備、技術と経営能力の優れた担い手の確保対策が必要になる。

③ 中核農家や高効率な生産組織が農作業の大半を受託し、多数の安定兼業農家や高齢者農家が、補助的・自給的な農業活動にたずさわるような地域農業構造が確立し、地域全体として生産性が向上する。

2) さらに地域農業の組織化が進展する。すなわち、

① II兼農家や高齢者農家は、今後とも根強く存在し、農地保有と農業生産面で相当のシェアを占め、また農村社会の構成員として安定層を形成し、なかには地域農業の担い手となっており、今後世代交替の中で新たな担い手となるものもある。

② 水田の集团的利用を中心とする地域農業の組織化は益々進展するが、地域複合化や農地の利用権調整について合意を形成し、共同活動を行う地域農業集団の組織化が進展する。

③ II兼農家、高齢者農家は、農地を貸し、基幹的作業を委託し、自給的な生きがい志向的な活動に従事しながら、地域社会に定住する。そのためには、地域における就業機会の創出による兼業の安定化や、農村地域の特色を生かした高齢者の活動の場を形成することが一層重要になる。

以上、くわしく農水省の日本農業の将来像に関する展望を紹介したが、全国に散見される先駆的な農家や産地の動向からみると、このような展望が無理のない、かなり控えめのものではあ

ることがわかる。しかし全体的、平均的な過去の統計資料にもとづいて、日本農業の過去の動向を将来に引き伸ばしてみると、このような控えめの、しかし明るい農業構造に関する展望さえも出てきそうにない。

本稿では、まず第2節で、過去の統計資料にもとづいて、農業構造の長期的動向を解明してみたい。そのためには、現在、広く使われている「農業構造」という概念を整理し、ついで、農業構造を有機的に構成する4つの局面、すなわち、企業形態別農業事業体構造、経営規模別農業事業体（農家）構造、所有規模別農業事業体（農家）構造、部門組織別農業事業体（農家）構造のそれぞれについて長期的変動の実態を追跡する。

第3節では、その中で経営規模別農家構造の変動メカニズムをとりあげて、分析を進める。

まず耕作目的の農地移動、すなわち農地の賃貸借と売買が遅々として進まない実態を解明する。ついで耕地賃貸借が成立するための要件を明らかにし、東北、北陸、東海、近畿の4農区統計を用いて、この要件の充足度がどのように変化してきたかを実証する。最後に耕地売買が成立するための要件とその充足の度合を解明する。

これらの耕作目的の農地移動を通じて、経営規模別農家構造が変動するメカニズムを解明するためには、まず農業内外の外生条件の変動を説明し、それらに対する農家の経済合理的な適応行動とその社会総体的な相互作用を追跡しなければならないのであるが、本稿では、2階層市場均衡モデルを適用し、その中で、耕地（用役）供給農家層および耕地（用役）需要農家層の耕地または耕地用役に対する主観的な評価様式の差異に着目して、分析を進める。

2 農業構造の変動

(1) 農業構造の定義

農業構造は、相互に有機的な関連をもつ4つの構成局面から成る多重構造である。

農業構造の第1の局面は、「企業形態別農業事業体構造」である。農業活動を担う事業体は、農家、農家以外の農業事業体、農業共同組織から成っている。それらは相互に競争・交渉・共同関係にありながら、その企業形態別の農業事業体の数と農業活動規模は急激に変動するものではない。それが特定の地域における農業事業体の企業形態的な仕組みを形成している。

農業構造の第2の局面は、「経営規模別農業事業体構造」である。この概念は、農業事業体をその所得経済部面を構成する経営要素構造の差異に着目して、その異なる農業事業体の組み合わせ方を問題とする場合に使われる。それぞれの農業事業体に「技術的に沈下固定」された労働力、土地、固定資本財資本などの経営要素の規模と結合方法とは、短期的に変動しにくい。この技術的経営要素構造の規模と結合方法とが、それを構成する各経営要素の純生産性と機能的分配所得の水準を規定しているので、特定地域における各経営要素の純生産性と機能的分配所得について、農業事業体別の分布構造とその時系列変動を考察するためには、この技術的経営要素構造の差異による農業事業体構造が問題になる。

農業構造の第3の局面は、「所得規模別農業事業体構造」である。農業事業体に対する人的分配所得の水準と安定性の事業体間格差および地域間格差、それらの時系列変動を問題とする場合には、それぞれの農業事業体が所有し、その報酬を受取る対象となる所有労働力、所有土地、所有資本財資本などの所有経営要素がどれだけの規模と結合方法でもって事業体に「元入れ＝関係的に沈下固定」されているかが問題になる。換言すれば、この概念は、特定の地域における農業事業体に対する人的分配所得の分布構造とその時系列変動を考察する場合に使用される。

農業構造の第4の局面は、「部門組織別農業事業体構造」である。農業経営を構成する経営部門をみると、部門を特徴づける生産物の種類と産出量が短期的には変動しにくい部門と変動しやすい部門がある。生産物の価格や技術水準が変化するのに対応してその産出量を変えにくいのは、その経営部門に沈下固定された経営要素から湧出する生産要素費用の総生産費用に占める割合が大きい場合である。換言すれば、経営部門組織が固定的であるのは、各経営部門に用途が限定されていて、他用途に転用することに伴う損失の大きい長期固定的経営要素の占める割合が大きいことに起因している。なお、農業事業体の意識としては、所得経済部面に沈下固定された所得経済要素を農業経営とともに農外部門に合理的に配分して、事業体所得を持続的に最大にしようと行動している。その意味では、農業経営部門とともに農外部門をも含めて、「所得経済部門組織」として総合的に取扱い、それに対応して、農業経営要素構造ではなくて、所得経済要素構造の事業体間差異を考察対象として、農業構造を取扱った方が、いわゆる農業事業体の階層分化問題を検討する場合には有効である。

このように定義した農業構造について、次に時系列的な変動を概観しよう。

(2) 企業形態別農業事業体構造の変動

まず、農業構造の第1局面をなす農業事業体の企業形態別構造の変動について概観しよう。

農業センサスによって、昭和50年、55年、60年における日本全国の農家数をみると、それぞれ4,953千戸、4,661千戸、4,376千戸と減少傾向を示している。5年当り減少率は50—55年が5.9%、55—60年が6.1%であり、高度経済成長下で40—45年が5.7%、45—50年が8.3%と急増傾向を示したのに対照的に、安定経済成長段階に入って緩慢な減少傾向に変わったことがわかる。他方、農家以外の農業事業体数は各年12,521、12,601、12,230とほぼ同じ水準で停滞している。企業形態別にみると、協業経営体は4,164から3,378、3,660へと減っている。会社は2,680から3,002、2,970へと停滞している。その他の農業団体、国・地方公共団体、学校などが直営する農場・牧場などは5,677、5,861、5,610と停滞している。問題は、農家が共同して、規模経済を実現する企業形態として組織した部門協業経営が3,111から3,040、3,280へとわずかな増加を示しているのに比べて、全面協業経営が1,053から698、370へと大幅に減ったことである。会社形態の農業経営は、高度経済成長過程において中小家畜の施設型生産について多

く設立されたが、その後、直営による規模拡大と集積化とが、糞尿処理費用の高騰などによって必ずしも有利とはいえず、委託生産が有利であることがわかって、会社数は低迷している。

これらの農家以外の事業体の生産シェアをみると、60年においては採卵鶏で46.5%、ブロイラーで41.0%、肥育豚で17.0%と施設型の中小家畜部門では重要な役割をはたしているが、経営耕地面積で4.3%、乳用牛で2.8%、肥育牛で11.6%というように、土地利用型農業では、農業への進出がむずかしくて、農家が支配的な担い手となっている。

次に、農家の生産過程の一部を共同化して生産効率をあげるために組織された農業生産組織であるが、これについては、60年センサス結果がまだ発表されていないので、50年から55年までの推移をみると、その組織数は50年の34,344から55年には41,875へと22%増加している。内訳をみると、共同利用組織は20,148から31,641へと57%も増加している。受託組織は4,569から4,058へと11%減少し、集団栽培組織は5,519から3,037へ、畜産生産組織は4,108から3,139へと、それぞれ45%、24%も減少している。

50年以降の動向をみると、共同利用組織は、稲作、転作の麦・大豆作、さらに茶、たばこなどの工芸作、野菜作などにおいて、中型機械化と専用機械化が進むにしたがって、個別農家が取得するにはあまりにも機械費用の負担が過重になるために、共同利用組織はますます増加するものと予想される。現在、地域農業集団づくりが広がっており、とくに水田の土地基盤整備をきっかけとして、集団転作が普及しているが、これが集団栽培組織として分類されるならば、この組織数は55年までの減少からそれ以降は増加に転ずるものと期待される。昭和45年代に入ると、集団転作のオペレーターがやがて集団転作組織の管理機能も担当するようになり、転作だけでなく稲作やその他の機械作業をも受託する数人からなる共同受託組織を形成する段階に入ることが予想される。

以上、企業形態別農業構造の50年から60年にかけての推移を述べて、今後のおもな担い手は、これまでと同様に、農家と農業生産組織であり、ついで部門協業経営であることを明らかにした。そこで次に、農業事業体の中で農家だけを取り出して、経営規模別農家構造の長期的な推移をみてみよう。

(3) 経営規模別農家構造の変動

① わが国の総農家数は、30年から35年にかけては6,043千戸から6,057千戸へと変わらなかったが、35年から40年にかけては年率1.3%ずつ減って5,665千戸になり、その後、45年に5,342千戸（年減少率1.2%）、50年に4,953千戸（年減少率1.7%）、55年に4,661千戸（年減少率1.2%）、60年に4,376千戸（年減少率1.3%）と、ゆるやかなテンポで減少している。

② 経営耕地規模別農家戸数の変動をみると、都府県では、30～35年の間で、分解基軸（経営耕地規模別階層ごとの農家数増減の分れ目）が1.0 haであったのが、35～40年には1.5 ha、40～45年には2.0 ha、45～50年には2.5 haに上昇し、それ以降の10年間は2.5 haに

とどまっている。50年以降の10年間で、とくに減少率の高いのは 0.5～2.0 ha 層である。他方、増加率の高いのは 3.0～5.0 ha 層および 5.0 ha 以上層である。また北海道では、45～50年には分解基軸が 7.5 ha であったが、50年以降は 20.0 ha に上昇している。

③ 農業労働力保有規模別農家構造をみると、男子の農業専従者（自家農業従事 150 日以上）のいる農家数は、50～55年間および55～60年間にそれぞれ14.2%、7.5%減少して1,279千戸になっている。その結果、総農家数に占める割合は、50年に32.5%であったのが、60年には29.2%まで減っている。

その中で、60歳未満の男子農業専従者のいる、いわゆる農業の中核的な担い手農家は、50～55年に17.4%、55～60年に16.0%減って、総農家数に占める割合は50年に25.2%であったのが、60年には19.8%まで減っている。農業専従者が女子のみの農家は、50～55年に27.4%、55～60年に17.1%と大幅に減って、総農家数に占める割合は50年に12.4%であったのが、60年には8.5%まで減っている。他方、農業専従者のいない農家は、50年には55.0%を占めていたが、50～55年には3.9%増加し、総農家数に占める割合は55年には60.7%に増えたが、55～60年には3.7%減って、その占める割合は60年には62.3%に増えている。

このように、農業専従者のいない農家が増え、女子専従者のいる農家および男子農業専従者のいる農家が減り、しかも男子専従者の高齢化が進んできたことが、わが国の農業の体質を著しく弱化してきたといえよう。

（4）部門組織別農家構造の変動

本稿では、農業経営内の生産部門組織の変動については省略して、農業経営と農外部門との組織、いいかえれば、兼業化についてだけ概観しよう。

専兼別農家戸数の総農家数に対する割合について35年と60年とを比べてみると、専業農家が34.3%から14.3%に減少し、第1種兼業農家が33.6%から17.7%に減少しているのに対して、第2種兼業農家は32.1%から50.2%に増加している。

このように兼業化が急激に進むのは、35年以降50年までである。専業農家は35年に2,078千戸であったのが、50年には616千戸まで落ちこむが、その後微増を続けて、60年には626千戸まで増えている。問題は、その中で男子生産年齢人口のいない世帯が、50年の27%から60年には38%まで増えたことである。他方、Ⅰ兼農家、Ⅱ兼農家ともに恒常的勤務を主とする農家の割合が高まっている。Ⅰ兼・Ⅱ兼農家それぞれ50年には42%、61%であったが、60年には61%、74%に増加して、高賃金・安定化が進んでいることがわかる。

このように、農家は、兼業化を進め、農外所得を高めることを通じて、すでに40年には農業所得と農外所得とを合わせた1戸当たり平均農家所得としては勤労者平均世帯所得を上回り、58年には32%も上回る段階に達している。農家の世帯員1人当たり農家所得は48年には勤労者世帯のそれを上回り、58年には15%も上回って、恒常的に生活水準均衡をやや上回る水準に達して

いる。また、就業者1人当り混合所得均衡の基準からみると、農業経営と農外（兼業）部門を合わせた農家就業者1人当り農家所得は、40年には勤労者世帯に比べてわずか59%にすぎなかったが、58年には81%の水準に達している。もし農業就業者の労働日数と労働能力について勤労者並みと換算したならば、就業者1人当り農家所得も勤労者世帯と均衡する水準に達しているともてよい。

いいかえると、農業経営だけをとり出して生産性均衡基準に照らしてみると、平均的かつ恒常的に過剰就業状態にあるので、新規学卒者はたえず離村的離農を続け、すでに農業に従事している中・高年労働力は居住・職業的移動費用が高くつくために兼業的離農を続けており、その結果、農業経営と農外部門とを合わせた農家の所得経済部面の総体としては、生産性均衡を重視していて、いわゆる「偽装的均衡状態」を存続させているとみなすことができる。

このように、生産性均衡基準からみて過剰就業状態にあるような農業労働は、中高年・婦人労働や農外勤務の青壮年の休日・朝夕労働であって、中古労働として臨時的な農外就業機会を得ることができる低い労賃に比べると、農業労働生産性は均衡しているのではないかと予想される。青壮年労働で、その農業労働生産性が農外被用労賃を下回るような労働部分は脱農して、結局、農業経営と農外部門とを合わせた所得経済部面総体としては、労働力1人当り所得均衡をたえず再生産してきたのである。

3 経営規模別農家構造の変動

(1) 耕作目的の農地移動

前節で、経営規模別および所有規模別の農業事業体（農家）構造の変動について概観したが、ここ30年間経営規模別農家構造の変動、いいかえれば耕地面積に関する農家階層分化は遅々として進んでいない。経営規模別農家構造の変動は、主として自作耕地の売買か賃貸借によって起こるのであるが、まず自作耕地の売買をみると、昭和20年代末には年間4万haであったが、30年代末には7万haを超え、その後、48年までは7万ha台で推移してきている。しかし第1次石油危機以降は急減し、50年には4万8千ha、58年には2万8千haまで落ちこんでいる。また農用地利用増進事業による所有権の移転面積も、58年にはわずかに1万3千haまで増加したにすぎない。

次に、賃貸借による農地移動であるが、45年に農地法が改正されて後、農地法第3条の許可にもとづく賃貸権の設定が55年には1万haに達したが、その後年間6千ha前後設定されるだけで停滞している。50年に農用地利用増進事業、54年に農地流動奨励金制度が発足し、さらに55年に農用地利用増進法が制定されたのに対応して、利用権の設定面積が増えて年間4万ha台になったが、59年末まで利用権が継続しているのは15万8千haにすぎない。要するに、58年をみると、経営規模の拡大につながる農地移動は、自作地の売買と賃貸権の設定をあわせて9万ha弱であり、農地面積の1.7%にすぎない。

このように農地の賃貸借も売買も停滞し、階層分化が進まないのは、どのような要因によるのであろうか。まず基本的な経済的要因について分析し、ついで社会的・制度的要因について検討しよう。

(2) 耕地賃貸借の成立要件

耕地の賃貸借が停滞しているのは、経済的要因だけでなく、社会・制度的要因のはたしている役割も大きい。まず経済的には(1)式に示す経済的要件がみたされなければ、耕地の賃貸借は進まない。

$$\begin{array}{l} \text{耕地賃貸希望農家の支払} \geq \text{耕地賃貸希望農家の請求} \\ \text{可能地代（需要小作料）} = \text{可能地代（供給小作料）} \end{array} \quad \dots\dots(1)$$

この経済的要件がみたされているかどうかは、地域の農外就業条件の差異および農業生産力の階層間格差に重要な影響をもつ農地基盤整備の進捗度合によって異なってくる。

紙数の都合上、全国の各農区について分析することができないから、次の4農区だけをとりあげて分析する。まず、農外就業機会に恵まれていないが、農地基盤整備が比較的に進んでいる農区として、東北と北陸とを選定する。次に、農外就業機会には恵まれているが、農地基盤整備が比較のおくれている農区として、東海と近畿を選定する。

農地移動の実態をみると、耕地賃貸希望農家階層は2ha以上層であり、他方、耕地賃貸希望農家階層は0.3～0.5ha層とみてよいので、これらの両階層をとりあげて、農水省「農家経済調査」の各階層平均農家の数値を用いて、上記の要件の充足度合を検討する。

まず耕地賃貸希望（＝耕地用役需要）農家層がどのような主観的な採算方法によって限界賃借耕地に対する最大限支払可能地代を評価するかを推察してみよう。

この最大限支払可能地代は、限界賃借耕地があげることができると予測される耕地純収益力であり、(2)式によって算出される。

$$\begin{array}{l} \text{限界10a} \quad \text{限界10a} \quad \text{限界10a} \quad \text{当} \left(\begin{array}{l} \text{流動物} \quad \text{固定財} \\ \text{当り耕地} = \text{当り農業} - \text{りの耕地利} \left(= \text{財費} \cdot + \text{減価償} + \text{経営資} + \text{労賃} \right) \\ \text{純収益力} \quad \text{粗収益} \quad \text{用手段費} \quad \text{賃料} \quad \text{却費} \quad \text{本利子} \end{array} \right) \quad \dots\dots(2) \end{array}$$

問題は、限界10a当りの耕地利用手段費の主観的な評価方法である。

耕地賃貸農家は、「短期採算」の立場と「長期採算」の立場に立つ場合では、異なる評価方法をとるものである。

「短期採算」の立場とは、農業経営に対して長期的に沈下固定された家族農業労働力や農用固定資本財の遊休用役部分を有効利用する限度内で耕地の賃借面積を増やす場合である。

このような家族農業労働や固定資本財用役は、その庭先調達原価にもとづいて評価されるのではなくて、庭先処分時価にもとづいて評価される。それらの生産用役を外部に販売する場合の庭先販売時価、経営内の次善の用途に転用する場合の限界純収益力（＝限界機会報酬）、家族農業労働力であれば、余暇として使う場合の主観的限界評価額のいずれか最も高い限界処分

評価額によって評価される。

流動物財費・賃料は庭先購買時価によって評価される。経営資本利子は、限界耕地を取得するのに伴って、その追加耕地利用手段費を前払いするために、どのような資本利子率の資金を使用するかに依存する。

後ほど実証分析する場合には、家族農業賃は、2.0 ha 以上階層平均農家の臨時日雇賃金を用いて評価する。いいかえると、最も有利な限界処分機会とは、臨時日雇いであると仮定している。農機具などの固定資本財用役は遊休している用役を使うのであるから、その経営内限界機会報酬はゼロであると仮定している。限界経営資本利子であるが、流動物財費・賃料の支払いには遊休している運転資金を使うので、その機会報酬はゼロであり、家族賃前払資本利子については、農家は主観的に費用として意識していないのでゼロと評価する。固定資本財用役費はゼロと見積られているから、その用役費前払資本利子費用もゼロと見積られることになる。具体的には、(3)式のような方法で評価される。

$$\begin{array}{l} \text{限界 10a 当り耕} \\ \text{地純収益力 (短} \\ \text{期採算)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{2.0ha 以} \\ \text{上層平均} \\ \text{農家の} \end{array} \left(\begin{array}{l} \text{農業} \\ \text{所得} \end{array} + \begin{array}{l} \text{固定資本} \\ \text{財減価} \\ \text{却費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{家族農} \\ \text{業労働} \\ \text{時間} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{臨時日} \\ \text{雇賃} \end{array} \right) + \begin{array}{l} \text{所有耕} \\ \text{地面積} \end{array} \quad \dots\dots(3)$$

次に「長期採算」の立場に立つ場合には、農家はどのような主観的評価方法をとるものと想定してよいであろうか。

耕地を大面積賃借りして、それに伴って新規学卒後継者や安定兼業機会働いていた家族労働力が農業専従労働力として就農する場合であるから、生産年齢(16~59歳)にある家族労働の追加投入分は職員・恒常的賃労働者平均賃金によって評価される。生産年齢以外の高齢家族労働は、臨時日雇賃金によって評価される。

固定資本財用役費は、固定資本財の調達原価にもとづく減価償却費によって評価される。耕地の大面積賃借りに伴って新規に追加購入されるものと仮定している。経営資本利子は追加投入されるあらゆる耕地利用手段の前払資本に対して見積られるのであるが、ここでは固定資本財資本利子のみを算入する。具体的には、(4)式のような方法で評価される。

限界 10 a 当り耕地純収益力(長期採算)

$$\begin{array}{l} \text{2.0ha 以} \\ \text{上層平均} \\ \text{農家の} \end{array} \left(\begin{array}{l} \text{農業} \\ \text{所得} \end{array} - \begin{array}{l} \text{生産年齢} \\ \text{家族農業} \\ \text{労働時間} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{職員・恒常} \\ \text{的賃労働者} \\ \text{平均賃金} \end{array} - \begin{array}{l} \text{その他家} \\ \text{族農業労働} \\ \text{時間} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{臨時日} \\ \text{雇賃} \end{array} - \begin{array}{l} \text{固定資本} \\ \text{財資本年} \\ \text{度始価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{利子率} \\ \text{0.06} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所有耕} \\ \text{地面積} \end{array} \quad \dots\dots(4)$$

次に、耕地賃貸希望(=耕地用役供給)農家層が、どのような主観的採算方法によって限界賃貸耕地に対する最少限請求可能地代を評価するかを推察してみよう。

この最少限請求可能地代は、限界耕地の賃貸によって失われる限界供給耕地純収益力の予測値である。賃貸希望農家の主力は 0.3~0.5 ha 農家層であり、わずかの耕地面積しか手放さないの、彼は「短期採算」の立場に立って耕地利用手段費を評価するものとみなしてよい。

頼 平：農業構造変動の評価論的分析

具体的には、0.3～0.5 ha 層平均農家について、(3)式で表示されているような方法によって評価される。したがって、限界耕地を手放すことによって節約された家族労働は、高齢者か、中年婦人か、あるいは農外就業の青壮年の休日や朝夕労働が主力を占めている。これらの節約労働は自家経営内の他の利用機会に投入されて労働純収益（＝限界機会報酬）を稼ぐか、余暇として利用されて主観的満足の貨幣価値評価額を得るか、あるいは臨時日雇いに出るかであり、結局、その中で一番有利な限界処分価評価額は臨時日雇賃金であると想定しているのである。

農舎や農機具についても、節約された部分は他に転用されることなく遊休するのが普通であるから、その機会報酬をゼロと見積っている。同様に、これらの固定資本財利子もゼロと見積ることになる。

そこで耕地の賃貸借が 2.0 ha 以上層農家群と 0.3～0.5 ha 層農家群との間で成立するための経済的要件は(5)式で示される。

$$2\text{ha以上 農家層の最} \leq 0.3\sim 0.5 \text{ ha 農家層の} \dots\dots(5)$$

$$\text{大限支払可能地代} = \text{最少限請求可能地代}$$

2 ha 以上農家層の「短期採算」による最大限支払可能地代が 0.3～0.5 ha 農家層の「短期採算」による最少限請求可能地代を上回るならば、ゆるやかに賃貸借が進行するとみてよい。もし 2 ha 以上農家層の「長期採算」による最大限支払可能地代が上記の最少限請求可能地代を上回るようになると、本格的に賃貸借が進むようになるというてよい。

表1は、昭和30年から58年までの偶数年の耕地純収益力を算出して、隣接する2カ年平均値の名目額を表示したものである。

東北農区では、2 ha 以上農家層の長期採算にもとづく最大限支払可能地代と 0.3～0.5 ha

表1 耕地純収益力の推移 (単位1.000円、10 a 当り)

		年 次	30	32・34	36・38	40・42	44・46	48・50	52・54	56・58
東 北	長期採算による耕地純収益力 (2 ha以上層)		7.9	7.2	6.7	13.8	6.1	24.4	13.1	△30.8
	短期採算による耕地純収益力 (2 ha以上層)		13.1	19.3	15.8	26.0	29.9	58.3	69.5	43.4
	短期採算による耕地純収益力 (0.3～0.5ha層)		9.1	8.2	7.0	17.3	15.1	27.2	10.1	△33.9
	実 収 小 作 料 (水田・普通畑平均)		—	—	—	—	—	19.3	21.8	31.1
北 陸	長期採算による耕地純収益力 (2 ha以上層)		10.5	8.9	8.3	17.5	5.9	30.1	24.1	△5.6
	短期採算による耕地純収益力 (2 ha以上層)		16.6	16.7	18.7	35.2	33.8	71.9	84.6	83.3
	短期採算による耕地純収益力 (0.3～0.5ha層)		5.9	4.0	4.7	15.2	18.3	25.6	5.9	1.7
	実 収 小 作 料 (水田・普通畑平均)		—	—	—	—	—	27.9	20.7	35.9
東 海	長期採算による耕地純収益力 (2 ha以上層)		2.9	△5.2	0.9	3.7	△13.7	△9.4	△51.7	△65.8
	短期採算による耕地純収益力 (2 ha以上層)		11.1	6.9	14.9	30.0	39.6	65.9	66.9	86.3
	短期採算による耕地純収益力 (0.3～0.5ha層)		△8.0	△4.8	△4.2	10.5	△8.1	△17.4	△40.5	△19.3
	実 収 小 作 料 (水田・普通畑平均)		—	—	—	—	—	11.0	13.9	15.6
近 畿	長期採算による耕地純収益力 (2 ha以上層)		2.5	△2.5	0.9	11.4	△3.9	△20.2	△26.6	△91.1
	短期採算による耕地純収益力 (2 ha以上層)		20.1	13.6	19.6	37.5	37.8	55.2	75.5	45.0
	短期採算による耕地純収益力 (0.3～0.5ha層)		△2.3	△1.1	△1.9	14.4	10.0	5.0	△13.8	△55.4
	実 収 小 作 料 (水田・普通畑平均)		—	—	—	—	—	11.5	16.6	20.6

注：計算方法は本文参照。

資料：農水省「農業経済調査」各年次報告。

実収小作料は全国農業会議所「水田・畑の小作料に関する調査結果」。

農家層の短期採算にもとづく最少限請求可能地代を比べてみると、30～50年の間は前者が後者を下回って、本格的な経営規模拡大のために耕地を賃貸借することは経済的に採算が合わなかったことを意味している。52年以降はこの関係が逆転するが、56・58年には支払可能地代がマイナスになって、取引が成立しない。

しかし2 ha以上農家層が、短期的採算にもとづいて、遊休している家族農業労働力や固定資本財を活用する限度内で耕地を賃借しようとするならば、常に支払可能地代が請求可能地代を上回って、経済的には両農家階層の間で耕地を賃貸借することができるはずである。現実には成立している実収小作料水準をみると、短期的採算にもとづく支払可能地代と請求可能地代との中間にある。

北陸においては、30～42年の間は、長期採算にもとづく支払可能地代が請求可能地代を上回って、耕地の本格的な賃貸借が成立する経済的要件がみたされていたが、44年以降は、両地代間の大小関係が不安定である。短期的採算では、耕地の補充的な賃貸借が成立する経済的要件は十分にみたされている。なお、実収小作料は、短期的採算にもとづく支払可能地代と請求可能地代との中間にあって適切な水準にとどまっている。

東海と近畿は、ほぼ同様な傾向を示していて、長期採算にもとづく支払可能地代がマイナス水準を続けていて本格的な賃借では小作料を支払う能力がない。しかし短期的採算にもとづいて補助的に耕地を賃借りしようとするれば、2 ha以上農家層の支払可能地代は、0.3～0.5 ha農家層の請求可能地代を大幅に上回っており、また実収小作料に比べても大幅に上回っているため、両農家階層の間で賃貸借が成立するはずである。

以上、4農区を対象として、賃貸希望の平均農家および賃借希望の平均農家を取りあげて、彼等の主観的な耕地需給上の採算態度を想定しながら、耕地賃貸借による両極分化の可能性を検討してきた。その結果、両階層が「短期採算」の立場に立って、限界的にわずかな耕地面積の賃貸借を行う範囲内では、経済的要件だけを考慮すれば、賃貸借が成立することを実証した。しかし賃借希望農家層が本格的に大面積借りようすると、それは長期採算結果から明らかのように、2 ha以上農家層の最大限支払可能地代が、0.3～0.5 ha農家層の最少限請求可能地代を下回って、大面積の賃貸借が成立しないことがわかった。

このように各規模階層別の平均農家を取りあげて、賃貸借が成立するための経済的要件を検討し、「農家階層」全体的な現象としては、長期採算にもとづいて、本格的に賃貸借が進行し、大規模借地農家が成立する経済的要件がみたされていないことを示したのであるが、現実には、先駆的・企業的農家の中には、少数ではあるが、中・大規模借地農への一步を踏み出している農家が全国にわたってみられる。このような先駆的農家の成立要件を平均的・追隨的農家も、近い将来みたとすようになることが予想される。

なお現実には、耕地の賃貸借を阻む制度的・社会的条件の方が強調されている。

貸手側農家の高齢者層は農地改革に不信感を抱いていて、農用地利用増進事業さえも信用し

ない。その結果、賃貸すれば、契約期間がきても返されないし、離作料さえとられると信じている。また賃貸した後の地力保全が無視されるという不信感をもっている。他方、借手側農家は、短期賃貸では、地力増強も十分にできないから、本格的に良質・多収技術を適用することをためらっている。それが彼等の地代支払能力を低下させている。そこに農業委員会や農協などの第三者が、細心の注意を払って斡旋機能を円滑に果すことが強く望まれている。制度的には、両極分化と中大型借地農を成立させる要件が整ったとしても、その真意が農家に十分に伝わっていないところに問題が残されている。

小規模安定兼業農家層の大正生れ世代が隠退、死亡して、後継者が朝夕・休日百姓を続けるにしても、乗用中型機械体系を整えれば過剰投資になり、それだからといって歩行型の小型機械体系では、その肉体的・心理的苦痛に耐えきれないような条件が熟し、さらに短期採算よりも長期採算によって、最少限請求地代を評価するようになると、様相は一変する。つまり、それから節約された家族農業労働を職員賃金で高く評価するようになるために、耕地を手離す場合に失われる耕地純収益力を、大幅に低く評価するようになる。他方、大規模賃借希望農家は、たとえ長期採算の立場に立つとしても、飛躍的に大面積借地農に転化するためには、大型機械化作業体系を採用するようになり、またその作業能率を高めうるような耕地基盤整備が進んでいることが大前提になる。

先駆的な賃貸借の事例をみると、地域の農家構造や農家共同組織のあり方、あるいは農協や地方自治体の指導体制の差異および農家の家族サイクルなどの個人的事情によって、進展度合は多様である。

集落営農の中のオペレーターあるいは機械化営農組合のような形で、集団転作を一手に引受けたり、あるいは、機械化できる作業は全部受託するなど、実質的に耕作規模の拡大を図り、規模経済を実現していることが多い。これらのオペレーター農家あるいは彼等の独立した機械化営農組合が大部分の作業を受託し、実質的には全作業受託段階に進み、さらに10年後には、高賃金安定兼業農家には 10~20 a 程度の生き甲斐営農的な手労働部分だけを残して、他の耕地は賃貸借関係に入り込む可能性が大きいと予想される。

(3) 耕地売買の成立要件

次に耕地売買が成立するための要件は、どのようになってきたかを、実証的に分析してみよう。

農地購買希望（需要）農家層が最大限支払可能地価を算定する手順は、次のように推察される。第1に、限界需要耕地を自家経営で n 年間利用し続ける間にあげうると予想される耕地純収益力平均値予測額を ΔA_d としよう。それには短期採算と長期採算とがある。それを資本還元するための割引利子率を r_d とする。

第2に、限界耕地の所有権の取得によって、将来年度において得ることができると予測され

る主観的効用年平均値の貨幣価値評価額 ΔF_d が問題になる。大規模専業農家になるほど、これらの主観的効用や転用売却代金を期待して、投資対象として保有するという購買態度が薄れ、おもに大規模生産の有利性をともなう技術革新の採用によって、限界耕地純収益力線を上方に移動させることを追求しているとみなしてよいであろう。

第3に、考慮に入れるのは、将来の転用地価、または、将来農用売却地価に対する予測値である。耕地需要農家が都市近郊に位置しており、将来、所有耕地を転用する可能性があるならば、主観的には、特定の n 年後に転用売却することを予定しているかもしれない。農家が純農村地域に位置していれば、恒久的に自作耕地として使用しつづける予定で購入するかもしれない。そのさいには、もっとも有利な売却時期を遠い将来と判断しているのである。この n 年後の売却価格予測値を ΔH_d でもってあらわそう。

以上説明してきた諸要因を用いて、限界需要耕地評価額 ΔG_d をあらわすと、(6)式のようになる。

$$\Delta G_d = (\Delta A_d + \Delta F_d) \frac{(1-r)^n - 1}{r(1+r)} + \frac{\Delta H_d}{(1+r)^n} \quad \dots\dots(6)$$

次に、耕地売却希望（供給）農家層の採算のしかたを推察してみよう。限界供給耕地評価額 ΔG_s は、限界耕地を売却したばあいに、無限年にわたって失うであろうと予測されるあらゆる損失の時系列の現在価値合計額によって評価される。

第1に、限界供給耕地をもし売却しないと仮定すれば、あげていたであろうと予測される耕地純収益力の年平均値予測額を ΔA_s としよう。第2に限界耕地の所有権を失うことによって、将来年度にわたって失うであろうと予測される主観的効用の年平均値の貨幣価値評価額を ΔF_s 、第3に、もし現在売却しないとすれば、将来 m 年度後の最も有利な時に売却した場合の売却額を ΔH_s で表示すると、最少限請求可能地価 ΔG_s は(7)式のようになる。

$$\Delta G_s = (\Delta A_s + \Delta F_s) \frac{(1+r)^m - 1}{r(1+r)} + \frac{\Delta H_s}{(1+r)^m} \quad \dots\dots(7)$$

耕地の売買が成立するための経済的要件は(8)式によって表わされる。

$$\text{最大限支払可能地価 } \Delta G_d \geq \text{最少限請求可能地価 } \Delta G_s \quad \dots\dots(8)$$

次にこのような耕地売買成立のための経済的要件が昭和30～50年の間にどのように変動してきたかを、実証的に分析しよう。

まず、表1の支払可能地代（＝2 ha 以上農家層の耕地純収益力を6%の利子率を用いて資本還元すると支払可能地価（＝2 ha 以上農家層の資本還元地価）が算出される。(6)式における所有に伴う効用 ΔF_d を無視し、しかもその耕地を購入した後は無限年にわたって自家経営で使用し続けるという前提をおくと $\Delta G_d = \frac{\Delta A_d}{r}$ となるのである。

同様に、請求可能地価を算出する場合も、かりに売却希望農家層が失う所有に伴う効用 ΔF_s も無視し、しかも将来の売却可能性も想定していなかった、いいかえれば、もし売却しないとすれば、無限年にわたって自家経営で使用し続ける予定であったと仮定しよう。そうすると(7)

類 平：農業構造変動の評価論的分析

式の最少限請求可能地価は $4G_s = \frac{4A_s}{r}$ になる。この売却希望農家層を 0.3~0.5 ha 農家層と想定すると、次のように算出される。請求可能地代 (=0.3~0.5 ha 農家層の耕地純収益力) を 6% の利子率を用いて資本還元すると、請求可能地価 (=0.3~0.5 ha 農家層の資本還元地価) を算出することができる。各農区の計算結果は表 2 に示されている。

表 2 の自作地売買地価および転用地価は、都市計画区域の指定されていない町村における現実の売買地価である。

純農村地域の東北および北陸では、短期採算にもとづいて小面積ずつ購買する場合の支払可能地価は、短期採算にもとづいて小面積ずつ切り売りする場合の請求可能地価を上回るだけでなく、31~55年の間は、現実の自作地売買地価さえも上回っている。つまり経済的には切り売りの耕地売買が成立する要件が整っていたのである。それが 57・59年には要件がみたされないように変化している。

都市近郊農村地域の東海および近畿では、短期採算にもとづく支払可能地価が、短期的採算にもとづく請求可能地価を上回っているだけでなく、自作地売買地価と比べても、31~47年の間は上回っていて、切り売りの要件はみたされている。49年以降は現実の売買地価

表 2 耕地価格の推移 (単位 1,000円, 10a 当り)

	年 次	31	33・35	37・39	41・43	45・47	49・51	53・55	57・59
東	長期採算の資本還元地価 (2 ha以上層)	132	120	112	230	102	407	218	—
	短期採算の資本還元地価 (2 ha以上層)	218	238	263	433	490	972	1,158	723
	短期採算の資本還元地価 (0.3~0.5ha層)	152	137	117	322	252	487	168	—
北	自作地売買地価 (田畑平均)	126	146	174	244	341	608	948	1,156
	転用地価 (")	305	440	646	1,570	2,861	4,356	7,014	9,461
	長期採算の資本還元地価 (2 ha以上層)	175	148	138	325	98	502	402	—
北	短期採算の資本還元地価 (2 ha以上層)	277	278	312	587	563	1,190	1,410	1,388
	短期採算の資本還元地価 (0.3~0.5ha層)	98	67	78	253	305	427	98	28
	自作地売買地価 (田畑平均)	164	199	209	269	439	833	1,160	1,513
陸	転用地価 (")	369	466	656	1,410	3,028	5,117	7,533	10,362
	長期採算の資本還元地価 (2 ha以上層)	48	—	15	62	—	—	—	—
	短期採算の資本還元地価 (2 ha以上層)	185	115	240	500	577	1,098	1,115	1,438
東	短期採算の資本還元地価 (0.3~0.5ha層)	—	—	—	175	—	—	—	—
	自作地売買地価 (田畑平均)	142	207	375	282	656	1,400	1,385	1,695
	転用地価 (")	302	430	1,057	1,935	4,403	6,623	8,500	11,369
海	長期採算の資本還元地価 (2 ha以上層)	42	—	15	190	—	—	—	—
	短期採算の資本還元地価 (2 ha以上層)	335	227	327	625	630	920	1,258	750
	短期採算の資本還元地価 (0.3~0.5ha層)	—	—	—	240	167	83	—	—
近	自作地売買地価 (田畑平均)	144	190	263	302	638	1,139	1,492	1,987
	転用地価 (")	345	443	653	2,614	6,745	7,866	10,005	13,447
	長期採算の資本還元地価 (2 ha以上層)	42	—	15	190	—	—	—	—
畿	短期採算の資本還元地価 (2 ha以上層)	335	227	327	625	630	920	1,258	750
	短期採算の資本還元地価 (0.3~0.5ha層)	—	—	—	240	167	83	—	—
	自作地売買地価 (田畑平均)	144	190	263	302	638	1,139	1,492	1,987
	転用地価 (")	345	443	653	2,614	6,745	7,866	10,005	13,447

注 1. 計算方法については本文参照。

2. 田畑平均地価は、各農区の「農家経済調査」全平均農家の45年~58年にわたる自作水田と自作畑の面積割合を中田・中畑の地価にかけて算出した。なお田畑比率は、東北では0.699:0.301、北陸では0.878:0.122、東海では0.610:0.390、近畿では0.808:0.192である。

3. 自作地売買地価は、都市計画法の適用を受けていない町村における「自作地を自作地として売買する場合の地価」、転用地価は、都市計画法の適用を受けていない町村における「住宅地としての転用地価」の中田・中畑地価の平均値である。

資料：収益還元地価は表 1 の耕地純収益力より算出。

自作地売買地価および転用地価は、全国農業会議所「田畑売買価格等にかんする調査結果」より。

が高騰している。しかし農振地域の売買地価であるために、転用地価の値上りに比べると、余りにも格差が拡大している。この転用地価の上昇が、自作地売買地価と耕地純収益力の資本還元地価との開差を説明する主な要因になっている。

表2をみると、転用地価は自作地地価に比べて、33・35年平均で、東北3.0倍、北陸2.3倍、東海2.1倍、近畿2.3倍であったのが、45・47年には、それぞれ8.4倍、6.9倍、6.7倍、10.6倍と、格差が大きくなり、さらに57・59年には、それぞれ8.2倍、6.8倍、6.7倍、6.8倍と格差が縮まっていない。57・59年の4農区平均倍率は7.1倍であるが、もし10年後には平均的にみて、今の自作地地価が転用地価に達すると予測しているとすれば、地価の年上昇率を22%と見込んでいることを意味している。20年後とすれば、年平均上昇率を10.5%と見込んでいることを意味している。もし年平均上昇率を6%と見込んでいれば、34年後に転用地価水準に到達すると考えていることになる。いずれにしろ、転用地価の上昇にひきづられて、将来、自作地地価が実質的に流通資産の利回率を上回る上昇率を示すという予想がある限り、農地の安定的な投資対象＝資産的保有対象としての役割は益々重要になり、自作地としての売買の可能性はせめられていくとみてよいであろう。

4 む す び

前節では、経営規模別農家構造がごくゆるやかにしか変動しないのは、農区的差異はあるにしても、短期的採算にもとづく小面積だけの補充的な賃貸あるいは売買しか成立しないこと、しかも50年代に入ると、農地の売買は不可能になったことを明らかにした。

しかしこのような経営規模別農家構造の変動が緩やかであることを説明するには、社会的・制度的要因の果してきた役割を重視しなければならない。第1にあげられる要因は、農地改革アレルギーである。55年に農用地利用増進法が制定され、従来の農地法にもとづく自作農主義から借地農主義への転換が図られたのであるが、大正生れの世代が、農地売買や賃貸に発言力をもつ間は、農地改革アレルギーの影響力を無視できない。

第2に、農地の売買については、経済的要因の中の地価値上り期待にもとづく農地の資産的保有が最も重要な制約要因になっているが、社会経済の将来の見通しが不確実であり、しかも社会保障も不十分であるために、老後の所得補充および生きがいの営農手段または社会保障代りとしての役割も無視しがたい。もちろん相続税や譲渡所得税法も農地売却意欲をそいでいる。

第3に、高度経済成長過程で農村社会の個人主義化によって伝統的地縁集団が解体し、地縁を離れた機能集団が支配的になって、地域ぐるみで、地域土地資源の高度利用を図る組織が解体したことである。現在、行政主導型または農協主導型あるいは集落主導型でもって、地域（＝集落）ぐるみ営農集団の再編が図られているが、その中で生きがい営農に後退する安定兼業農家層から、自立経営農家、とくに土地利用型の自立経営農家へと農地利用権の流動化を推進することができるかどうか、決め手になる。